

申告の準備をお願いします。

営業、農漁業及び不動産収入がある場合の申告の事前準備

平成25年申告より、営農口座取引通知書、通帳、請求書(控)・領収書(控)、現金出納帳等により、毎月の収入金額等を整理、集計するとともに、経費については、領収書を月別、種類別に分類して計算を行い、あらかじめ収支内訳書を作成しておいてください。

帳簿の様式は、各支所、出張所の窓口にありますので適宜ご利用ください。

待ち時間短縮の点から、事業等の収支内訳書等や医療費の計算をしておられる方から、受付番号順に優先的に受付を行います。(計算をされていない方は、「自書申告コーナー」にご案内しますので、「収支内訳書等」を作成された後に、申告をしていただきますようお願いいたします。

平成26年(2014年)1月より、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。(記帳義務化対象となる方・・・営業、農漁業、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。記帳する内容・・・売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を記載します。

(記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。)

公的年金所得者の確定申告手続きが簡素化されました。

当該年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要となりました。

(注1) 医療費控除等で所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出することができます。

(注2) 公的年金等以外の所得が20万円以下で、所得税の確定申告書の提出が不要の場合でも、町・県民税の申告は必要となります。

郵送等による提出をおすすめします。(例年申告会場は大変混み合います。)

町・県民税の申告書は、郵送、持込等による提出も受け付けています。申告書に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、日中に連絡が取れる電話番号、必要事項の記入もれがないことを確認して、押印の上、収入金額・控除内容がわかるもの(原本)を添付して、税務課又は支所、出張所まで提出してください。

(収入がない場合の申告額は、申告書の所得金額の合計欄に「0」とだけ記入してください。)

営業、農漁業、不動産所得のある方は、記帳指導のため、申告会場での申告をお願いします。

(注) 提出された申告書の内容を基に、平成25年度の町・県民税を算定しますので、扶養控除(扶養者の氏名、生年月日、続柄)、寡婦(夫)、障害者控除等の記入には特にご注意ください。

() 申告書並びに記載要領は、来月配布予定の「申告案内」にあります。

() 不明な点がある場合、お電話で確認させていただく場合があります。

() 分離課税となる所得等(土地建物・株等の譲渡や先物取引等による所得)の確定申告は、税務署が実施する確定申告期の出張相談日(2月末～3月初旬)にお願いします。

裏面の表を使って、申告が必要かどうか確認しましょう。

この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判定するための目安ですので、当てはまらない場合があります。ご不明な点がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(お問合せ先) 周防大島町役場総務部 税務課 電話(0820-74-1008)

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2

申告が必要か確認しましょう。



スタート

平成 25 年 1 月 1 日
現在、周防大島町に
住んでいましたか？

いいえ

平成 25 年 1 月 1 日に住んでいた市区町村にご確認ください。

はい

平成 24 年中に何か収入
がありましたか？

いいえ

町・県民税の申告は**不要**です。

ただし、次の場合は町・県民税の申告が**必要**です。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定を受ける
場合や所得証明書等が必要な場合など。 町・県民税の申告
は、**郵送等による提出（裏面に記載）**をおすすめします。

はい

税務署へ所得税の確定
申告書を提出しますか？

所得税の還付を受ける
方は確定申告が必要です。

分からないときは
「いいえ」へ

平成 24 年中にどんな収入がありましたか？

① 非課税収入のみ（遺族・障害年金、失業給付金など）

② 公的年金収入のみ

町・県民税の申告は**不要**です。

ただし、所得控除等を受けたい方は
申告してください。

③ 1 か所からの
給与収入のみ

年末調整され
ており、その内
容に変更はあり
ませんか？

変更なし

町・県民税の申告は**不要**です。

変更あり

町・県民税の申告が**必要**です。

所得税のかかる方や還付を受ける方
は確定申告をしてください。

④ 農業、営業、不動産、雑・一時所得など

上記の「①～③」以外

- 所得が所得控除額より多い。
- 公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、公的年金等以外の所得金額が 20 万円を超える。
- 給与以外の各種の所得の合計が 20 万円を超える。
- 2 か所以上の給与収入があり、年末調整されていない給与収入と給与以外の所得の合計が 20 万円を超える。

いいえ

はい

はい（確定申告へ）

いいえ

税務署へ確定申告書を提出してください。（郵送や e-Tax による提出もできます。）

（確定申告をすれば町・県民税の申告は不要です。）

<注意> 簡易な確定申告は町・県民税申告会場でも受付を行います。内容により受付ができないものもあります。税務署が実施する【確定申告相談日】をご利用ください。

この図表は、申告が必要かどうかを簡易に判断するための目安です。当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務課（電話 0820-74-1008）までお気軽にお問い合わせください。